

## 5-1 精神的権利の概要と背景 <基礎編>

精神的権利とは何か？ 何の意味があるのか？

### 精神的権利 とは

ここで「精神的権利」とは、基本的人権の分類において、①自由権に属する**精神的自由権**と、②社会権に属する「**教育を受ける権利**」と、③新しい人権に属する「**知る権利**」を包括したものである。

①の精神的自由権は、さらに「**内心の自由**」と「**表現の自由**」に分けられる。内心の自由には「**信教の自由**」・「**思想および良心の自由**」・「**学問の自由**」があり、また表現の自由には「**言論出版の自由**」や「**検閲の禁止・通信の秘密**」がある。(下図参照)

このように、精神的権利は、私たち人間がものを考えたり学んだりする行動、そして自分の考えや学んだ成果を他人や社会に向かって伝達しようとする行動にかかわる権利である。

### 精神的活動 と個性

「人はパンのみにて生きるにあらず(神の言葉の一つひとつによって生きる)」(聖書)という格言があるように、私たちが人間として生きていくうえで精神的活動は不可欠である。なぜなら、動物とは違って私たち人間は、自分自身を「自己」として認識し社会の中で「他人」と調和しながら生きているが、自己と他人を分別するものは結局のところ私たち一人ひとりがもつ「心=精神」であり、私たちの「個性」の違いは、要するに私たち一人ひとりの精神的活動の違いだということができるからである。精神的活動なしで私たちが人間として生きていくことは不可能なのである。

それゆえ、私たちが社会の中で個性を発揮しながら自由に生きていこうとすればするほど、一人ひとりの精神的活動が原則として何の障害もなく自由自在に行えるような社会のしくみが必要になってくる。ここに精神的権利の存在意義がある。

#### ■ 「精神的権利」としてまとめることができる諸権利

- 自由権に属する権利 … 内心の自由権 (信教の自由、思想および良心の自由、学問の自由)
  - … 表現の自由権 (言論出版の自由、検閲の禁止・通信の秘密)
- 社会権に属する権利 … 教育を受ける権利
- 新しい人権に属する権利 … 知る権利

## 5-1 精神的権利の概要と背景 <標準編>

### 精神的権利 の必要性

私たちがものを考えたり新しいことを学んだりするのはどういうときだろうか？ どっぷりと快樂に浸っているときには、私たちはあまりものを考えたり学ぼうとしたりはしない。むしろ自分の行動や生き方、あるいは他人との関係に課題が生じたときのほうが、私たちはものを考えたり新しいことを学ぼうとする。また、新しい考えや知識が重要なものであればあるほど、それを広く知らせることも必要になってくるのではないだろうか。

私たちは社会生活の中でどのような境遇におかれることになっても、自分の心だけは自分のものである。心の中にまで他人が入り込んだり、心そのものを他人に譲り渡したりすることは絶対にできない。精神生活は私たちの存在そのもの（個性・アイデンティティ）と密接に結びついている。

それゆえ、私たちが何かを思い・考え・信じ・知る行為（精神活動）に対して権力者が制限を加えるようなことはそもそも不可能であるし、またあってはならないことである。自分が正しいと信じる行動を実行し、正しいと信じる事柄を他人に伝え、あるいは自分たちの利益になる知識を他人に知らせようとする行動は自然なことであって禁じられてはならないし、また私たちは、自分の精神を高めることによって、より個性的な人生を生きることができるのである。

このようなときに大きな意味をもつことになる権利が精神的権利である。もし力をもつ者（政府など）が私たちの前に立ちふさがり、私たちが考えたり学んだり伝達したりすることを妨害・禁止するならば、私たちはそれを「権利の侵害」として、排除を求めることができる。

また精神的権利が主張されるようになった歴史を振り返ってみればわかるように、精神的権利はもともと政府に対する批判的精神によって裏打ちされている。言い換えれば、精神的権利は、政府がおこなう政治に対して主権者として意見を述べる根拠（道具）だということもできる。

### 「魂への配慮」

ところで「知を愛し求めることこそ人間として良く生きることだ」と早くから指摘していた人物がいる。古代ギリシアの思想家ソクラテスである。

彼は、もともと自分は知者ではないという自覚をもっていた。ところがあるとき、友人によって「ソクラテスにまさる賢者はいない」という神託がもたらされた。彼は神託が間違っていることを証明しようとして、世間

で「賢者」とされている人々のもとに赴き、話を聞いた。ところが、彼ら「賢者」はソクラテスが期待していたほどには物事をよく理解していないことがわかったのである。そこでソクラテスは、神は「自分の無知を自覚している点で(無知の知)、ソクラテスは優れている」と告げたのだと考え、また「世間の人々に無知の知を自覚させることが神から授かった自分の使命だ」と理解し、それを積極的に実践しはじめた。

ソクラテスがそのために用いた方法は問答法(あるいは産婆術)と呼ばれる。これは、相手が知っていることを述べさせ、それに対して質問を重ねていくうちに、実は物事をよく理解していないことを自覚させ、知的探究心を呼び起こす教育的手法である。これによってソクラテスは当時の多くの青年たちを教え導く存在となったが、同時に他方で多くの反発を受けることにもなり、アテネの市民たちから裁判に訴えられてしまった。【①】

ソクラテスは、法廷に集まった市民たちに向かって、「君はアテネという最も評判の高い都市の人でありながら、ただ金銭をできるだけ多く自分のものにしたいというようなことにばかり気をつけて恥ずかしくはないのか。評判や地位のことは気にしても、思慮や真実のことは気にかけず、魂をできるだけ優れたものにする(魂への配慮)ということには気もつかわず心配もしていないとは」と説いて自分の正しさを主張した。しかし彼はアテネ市民たちに理解されず死刑に処せられることとなり、周囲から脱獄を勧められても「たとえ悪法といえどもアテネ市民の決定には従わねばならない(悪法も法なり)」と言って、毒杯をあおいだのであった。【②】

①当時のアテネでは裁判は劇場のような場所で、市民全員が集まって審理する形式でおこなわれた。

②同じく古代ギリシアのプラトンやアリストテレスは、ソクラテスの思想を受け継いで、さらに深めていった。

## 理性の重視

ルネサンスと宗教改革の運動によってギリシア文化が復興し人間の価値が見直されるようになって以降、フランス合理主義、イギリス経験主義、ドイツ観念論と呼ばれる一連の思想家たちは、人間の理性に信頼を置きながら精神的活動の基礎を築いた。

フランスの思想家デカルトは、絶対に確実な真理とは何かを探求するためにあらゆるものを疑っていった結果(方法的懐疑)、考えている自分の精神の存在は絶対に否定できないことに気づいた【③】。そして理性を用いて自然法則を探求する科学的方法(演繹法)を確立した。

いっぽう同時代のイギリスの思想家ベーコンは、人間の心の中にある偏見(イドラ)を排除し、純粋な心で実験と観察を重ねることで真理に到達する科学的方法(帰納法)を確立した。

そしてドイツのカントは、この2つの学派を統一して、人間の理性について優れた考察を加えた。

③彼は、このことを「我思う、ゆえに我あり」という言葉で表現した。

## 5-2 世界の諸宗教 <基礎編>

宗教とは何だろうか？

### 宗教とは何 だろうか

宗教とは何だろうか。多くの日本人（特に最近の若い世代）にとって、宗教はよくわからないもののひとつではないだろうか。特に日本では年末になると、多くの人々が本来キリスト教の行事であるクリスマスを祝い、大晦日には仏教寺院から聞こえてくる除夜の鐘に耳をすませ、正月になれば神社に初詣に行く。日本人の多くは必ずしも特定の宗教を信仰せず、さまざまな宗教的行事を意味もよくわからないまま楽しんでいるだけで、むしろ真面目に宗教を信仰する人を「心の弱い人間だ」などと誤解している面がある。

その背景には、日本では宗教を装って詐欺まがいの行為をおこなう悪徳集団が目立つことや、世界中で宗教がからんだ紛争が頻発していることが影響しているのかもしれない。中には「宗教とは多数の厳格な戒律で人々を束縛するものだ」と思っている人もいる。

確かに古代においては、理解不可能な自然現象を説明するために「神」が用いられたが、現代では発達した科学で説明できるようになった。しかし現代においても、宗教は人間に希望と生きる力を与えるものとして世界の大多数の人々に信仰されている。なぜだろうか？ それは例えば、私たちがさまざまな人間関係の中で傷ついたり、希望を失うほどの悲しみや貧しさに直面したとき、誰ひとり自分を理解してくれる人がいなくても「神だけは理解してくださる」と信じることによって、悲しみの淵から救われ元気になれることが現実にあるからである。たとえ「神」が仮想であるとしても、「神」を信じることによって苦難から救われ、希望をもって再び社会に立ち向かっていくエネルギーが湧き出してくることがあるのだ。

### 世界の主な 宗教

古来から多くの人々を導いてきた伝統的な宗教として、**キリスト教・イスラム教・仏教・儒教**などを挙げることができる。キリスト教は、主に**隣人愛**で人々が結びつくことによって平和な社会が可能になることを教えてきた。いっぽうイスラム教は神の前での人間の徹底的な**平等**を実現しようとする姿勢に貫かれている。また仏教は、物事の因果関係（**縁起の理法**）を知ることによって心の平安（**涅槃**）を求めようとする。このように、ほんらい宗教は人々が心を鎮め、あるいは社会を正しい方向に導くために、人間が学ぶべき「**生き方**」について教えてきたものなのである。

## 5-2 世界の諸宗教 <標準編>

### 宗教の分類

世界に存在するさまざまな宗教は、**一神教**か**多神教**かに大別することができる。一神教は唯一全能の神を崇拝する宗教で、ユダヤ教・キリスト教・イスラム教が代表的なものである。これに対して多神教は複数の神を崇拝する宗教で、古代エジプトや古代ギリシアの宗教や仏教が代表的なものである。【①】

また**普遍宗教**と**民族宗教**という分け方もある。普遍宗教は時代や民族を越えてあらゆる人間が信仰できる性質をもつ宗教であり、いっぽう民族宗教は特定の民族の利益に深くむすびついている宗教をいう。代表的な普遍宗教にはキリスト教・イスラム教・仏教があり、ユダヤ教や日本の神道は民族宗教に分類される。

### キリスト教

キリスト教は、ユダヤ民族の宗教であるユダヤ教から分離発展した一神教の普遍宗教である。紀元 30 年ごろ現在のパレスチナ地方（当時はローマ帝国の支配下にあった）にいた**イエス**という人物によって創始された。

イエスは、当時のユダヤ民族の貧しい人々が「**律法**」と呼ばれる厳しい戒律によって束縛され苦しめられていたことや【②】ユダヤ民族が他民族と激しく敵対していたことを悲しみ、厳しい束縛として律法を用いるのは誤りであり、ほんらい律法は人間の幸福のために存在すること、神はすべての人々を人間として愛しており（**神の愛**）、人間は神の愛を受け入れて敵味方の隔てなく互いに愛し合う（**隣人愛**）ことが大切だと説き、民衆の側に立って当時のユダヤ教の指導者の腐敗した態度を批判した。

しかしイエスは、ユダヤ教の指導者や保守的な人々によって危険人物として訴えられ、十字架で処刑されてしまった。これに対してイエスの弟子たちは、イエスこそ**救世主**（キリスト）【③】であったと信じ、イエスの言行を神聖なものとして崇拝するよう呼びかけ始めた。やがて皇帝の迫害にもかかわらず、ローマ帝国内に信仰者が広まり、やがてキリスト教（**ローマ＝カトリック教会**）として確立していった。

キリスト教は、古代から中世にかけてヨーロッパに普及し、ヨーロッパの思想や文化に大きな影響を残した。しかし 16 世紀にローマカトリック教会の腐敗をきっかけに**宗教改革**の大運動が起こり、その過程で生まれた**プロテスタント教会**は、西欧各国で興隆しつつあった市民階級に広く受け入れられ、やがて 17～18 世紀の市民革命を導くことになった。

①一神教の神は人間とは隔絶し巨大な力をもった存在としてイメージされるのに対して、多神教の神は人間に近い存在としてイメージされることが多い。

②律法は、紀元前 13 世紀に古代エジプトの下層民を救出した際（出エジプト）の指導者**モーセ**が神から授かった「**十戒**」に由来する。

もともとは信仰と社会生活における基本的な態度を規定したものであったが、時代が下るにつれて次第に詳細かつ厳格な規範となり、イエスの時代には権力者たちが民衆にその厳守を命じるようになっていた。

③「キリスト」という言葉は、ギリシア語で「救世主」のことであり、人名ではない。

## イスラム教

イスラム教は、7世紀にアラビアのムハンマドによって創始された一神教の普遍宗教である。

イスラム教は、神（**アラー**）の前での人間の徹底的な**平等**を実現しようとする姿勢に貫かれている。特に富む者が貧しい者に向かっておごり高ぶる態度をとることに對しては否定的であり、貧しい者への寄付（**寄捨**）が宗教的義務である。また禁欲月（**ラマダン**）の期間中は、妊婦などを除いて日中の飲食が禁じられるが、これも貧しい者の苦しみを自分自身の空腹感を通して味わい理解するためである。イスラム信徒（**ムスリム**）が毎日5回**メッカ**（イスラム教の聖地）の方角に向かって**祈り**をささげるのも、性別・貧富・能力など一切の人間的な差異を越えて、一個の人間として巨大な神の前に立ち、自らを省みるためである。【④】

イスラムの教えは、ムハンマドの死後しばらくして宗教的指導者の後継争いからスンニ派とシーア派に分かれていった。

現在、多くのイスラム諸国がアメリカに対して批判的な姿勢をとる理由のひとつには、経済的不平等を正そうとするイスラムの立場からは、世界の資本主義経済大国として君臨するアメリカが“おごり高ぶる富者”に見えるという事情が関係していると言えるだろう。

## 仏教

仏教は、紀元前5世紀ごろ古代インドのシャカ族の王子ゴータマ・シッダルタによって創始された多神教の普遍宗教である。

ゴータマ・シッダルタは、「あらゆるものは相互に依存しあっており孤立するものは何もない」という真理（**縁起の理法**）を説き、「この世にあるすべての事物は変化し（諸行無常）、何ひとつとして不変のものはない（諸法無我）」という理法を悟れば、人生における苦しみ（**四苦**=生・老・病・死など）を克服して（救い）、平安な境地（**涅槃**）に至ることができる」と説いた。仏教において「**ブッダ**」とはこの真理を悟った者のことであり、ゴータマ・シッダルタのみならず誰でもブッダになることができる。そしてブッダとなった者は、すべて生命あるものに対する深い思いやり（**慈悲**）をもつようになるとされる。

ゴータマ・シッダルタの死後、仏教の教えは、個人の救いに重点を置く**上座部仏教**と（東南アジア方面に伝播）、社会大衆の救済に重点を置く**大乘仏教**（中国・朝鮮・日本に伝播）に大きく分かれて、それぞれ発展していった。日本では、仏教ははじめ**国家安泰**のための祈禱【⑤】として取り入れられ平安時代にかけて発展したが、鎌倉時代になると**末法思想**の影響の下で民衆の救済を主眼とする宗派が相次いで生まれていった【⑥】。

④そしてこのようなイスラム教徒の姿勢に敵対的な存在から信仰を守る手段として聖戦（**ジハード**）が正当化されている。

⑤空海が開いた真言宗、最澄の天台宗など平安時代までの仏教は朝廷の保護を受けて発展した。

⑥法然の浄土宗、親鸞の浄土真宗、日蓮の日蓮宗などがあり、朝廷の保護を受けず直接民衆に布教していった。

## 5-3 内心の自由と、関連の問題 <基礎編>

内心の自由はなぜ大切なのだろうか？

### 信教の自由 の意義

18世紀に欧米で基本的人権が宣言されたとき、もっとも重要視されたのが信教の自由であった。信教の自由は、国民が信仰する宗教について国家は干渉しないし、特定の宗教を強制することもないということである。

ヨーロッパでは、中世のあいだローマカトリック教会が大きな力をもち、人々の宗教を事実上決定していた。ローマカトリック教会が認めた正統教義が絶対で、それと異なる信仰はしばしば異端として弾圧された。また16世紀の宗教改革以後は、ローマカトリック教会とプロテスタント教会の間で激しい宗派対立が起こり、長期間の戦争も招いた（三十年戦争など）。

日本でもよく似た事情がある。日本では安土桃山時代に伝来したキリスト教は江戸時代まで禁止されていて、もし発覚すると死刑に処せられた。また明治時代になると、天皇を神として崇拝することが強制され（国家神道）、また天皇のために死んだ者は英霊として靖国神社に祀られるなど、国家神道は特別な地位を与えられていた。それゆえ天皇を神と認めない宗教（多くの場合はキリスト教）を信仰することは、まさに命がけの行為であった【①】。

宗教は、先にも述べたように、人に生き方の指針を与え希望や慰めをもたらす役目をもっている。それゆえ、ほんらい宗教は個々人が自らの意思によって選択するもので、外から権力によって強制することはできない性質のものである。したがって信教の自由は、基本的人権として尊重され保障されなければならないのである。

### 内心の自由 と憲法

日本国憲法（20条）は、①信教の自由を無条件に保障することを宣言するとともに、②いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならないこと、③何人も宗教上の行為・祝典・儀式・行事への参加を強制されないこと、④国やその機関（役所や地方公共団体などをいう）は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならないこと（**政教分離原則**）を定めている。

また日本国憲法は、思想および良心の自由（19条）、学問の自由（23条）が無条件で保障されている。

①明治憲法では、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」（28条）と定められており、信教の自由はほとんど認められていない状態だった。

## 5-3 内心の自由と、関連の問題 <標準編>

### 剣道実技拒否事件

信教の自由が争われた有名な事件に「**剣道実技拒否事件**」がある。これは、「エホバの証人」と呼ばれる宗教を信仰する青年が、1990年に入学した公立高等専門学校で、体育の剣道実技の授業を自己の宗教的信条【①】にもとづいて拒否したため退学処分になったことが争われた事件である。元生徒は「剣道実技を義務付けることは信仰を捨てるというに等しく、信教の自由を保障しているとはいえない」などと退学処分の取り消しを求めた。いっぽう学校側は「剣道実技の授業があることを知ったうえで入学してきたはず。レポート提出などの代替措置で単位を認めれば特定宗教の信徒を優遇したことになり憲法が定める政教分離に反する」などとして退学処分の正当性を主張した。1996年に最高裁判所は「学校側の措置は生徒の信教の自由に配慮せず、裁量権を逸脱した違憲違法なものである。また代替措置を講じても政教分離に反しない」などとして退学処分を取り消すよう判決した。

### 自衛官合祀問題

同じく信教の自由が争われた有名な事件として「**殉職自衛官護国神社合祀事件**」がある【②】。これは、交通事故で殉職した自衛官が県隊友会などによって一方的に山口県護国神社に合祀されたことに対して、キリスト教徒の妻が「護国神社に合祀されたことにより信教の自由を侵害された」として県隊友会などに合祀の取り消しと慰謝料を求めた事件である。山口地裁と広島高裁はいずれも妻の主張を認めたが、1988年に最高裁判所は、妻の訴えを認めなかったばかりか、逆に妻に対して「寛容」的態度を求める判決を下した。この判決に対しては専門家による批判的な意見が多い。【③】

### 靖国神社参拝問題

8月15日（敗戦記念日）などに首相をはじめ閣僚・国会議員・地方自治体の首長が**靖国神社に参拝**していることが政教分離原則との関係で問題となっている。参拝している政治家たちは、「**英霊**に対する個人的な感情の表明である」とか「首相にも信教の自由がある」などと説明しているが、公費で運営されている公用車を使い、また「内閣総理大臣」など公職名を記帳するなど、純粹に個人的な参拝とは言いがたい面がある。裁判所は「靖国神社への援助・助長・促進にならない限り合憲」という**目的効果基準**【④】に基づいて判断しており合憲判決が少なくないが、たとえば愛媛玉ぐし料訴訟や中曽根首相の公式参拝に対しては違憲判決が確定している。

①**旧約聖書**には、「ヤハウエ（神）は、国々の間をつまびらき、多くの民の仲裁に立たれる。かくて彼らはその剣を鋤に打ち変え、その楯を鎌に変える。国は国に向かって剣を上げず、戦争のことを再び学ばない」（イザヤ書Ⅱ第2章5節）とある。このため外国では**兵役を拒否**する例もある。

②「合祀」とは神として祭ること。護国神社は明治時代に日本各地に設立された「招魂社」が戦後改称したもので、靖国神社同様に**英霊**（戦死した軍人など国家のために殉じた者）を祭る神社である。

③護国神社に合祀された元軍人軍属の遺族が「同意なく合祀された」として神社に賠償を求めて訴えていた裁判でも、最高裁は2009年に請求を退けた。

④津地鎮祭訴訟の最高裁判決（1977年）で示された、政教分離原則に適合するかどうかを判断する基準。

### 麴町中学校 内申書事件

「中学校から受験する高校に提出される内申書の中に生徒本人の思想・信条に関する記載があったために、受験したすべての高等学校が不合格になった」と主張して、東京都と千代田区に対して損害賠償を求めた事件が「**麴町中学校内申書事件**」である。この生徒は1970年代に盛んであった共産主義的な学生運動に関わり校内で機関紙を発行するなどの活動を行っていたので、担任教員が内申書にその活動について「全共闘」や「ML派」（「マルクス・レーニン派」の意味）といった語句を使って記載したところ、面接試験で思想に関する質問が続いたとされ、生徒は「不合格の理由が生徒の思想・信条にあったことは明らか」と主張した。これに対して最高裁判所は1988年に「思想・信条そのものを記載したわけではなく、外部的活動を記載しただけである」として生徒の訴えを退ける判決を下した。しかしこの判決に対しては、『全共闘』や『ML派』といった語句を使えば、その思想・信条について容易に知ることができるので、生徒の思想・信条が実質的に問題とされた事実は否定できない」とする意見もある。

### 自衛隊による 思想調査

陸上自衛隊情報保全隊（自衛隊が保有する内部情報を守るための組織）が自衛隊のイラク派遣に反対する市民や団体の集会などを監視し資料にまとめていることが2007年6月に明らかとなった。防衛庁は「自衛隊に対する反対運動を把握する行為で合法的な活動である」と主張しているが、この資料で調査された市民団体や多くの専門家は「自衛隊の本来任務を越える違法な行動であり、思想および良心の自由の侵害につながる恐れがある」と主張している。

### 学問の自由

学問の自由とは、学問の研究や講義などにおいて、国家から干渉されないということである。明治憲法には学問の自由は保障されていなかったもので、「**天皇機関説事件**」【⑤】のように、政府が特定の学説の教授を禁止することができた。日本国憲法が学問の自由を明記したことにより、国民は自由に学問研究をし、その成果を自由に発表・教授することができるようになった。また学問の自由に基づいて「大学には**自治権**がある」と理解されており、学内（校内）の問題については大学が自律的に決定することが認められている。

しかし科学や技術の進歩は、たとえば大量殺戮兵器の開発も可能にする。**脳死臓器移植**、男女産み分けや**代理出産**など生命倫理の問題や、**遺伝子組み換え**など農業技術の問題もある。私たちは、人類の発展と幸福のために学問の自由が保障されていることを忘れてはならない。

⑤ 明治大正時代に憲法学の通説であった学説で、東京帝国大学教授の美濃部達吉博士が中心的な論者。「天皇は法律上は国家という法人の一機関である」と説明する学説だが、1935年に「国体（天皇主権の国家体制）に反する学説だ」として弾圧され教授禁止となった。

## 5-4 表現の自由と、関連の問題 <基礎編>

表現の自由はなぜ重要なのだろうか？

### 表現の自由 の意義

表現の自由は、他の人々に対して自らの見解を表明したり、報道したりする権利である。

明治憲法では、「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」(29条)とか、「日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ」(26条)と定められていたので、法律を厳しくすればいくらかでも国民の表現の自由を奪うことができた。

その最たるものが**検閲**である。検閲は、刊行されているすべての出版物を政府が事前に点検し、政府にとって不都合な記述を部分的に削除させたり、場合によってはその出版物の発行そのものを禁止することができる制度である。戦前はこの検閲によって多くの出版物が発行禁止に追い込まれたため、政府や戦争政策を批判する言論はほとんど広がらなかった。これが、戦前の日本が針路を誤った背景にある。

このように表現の自由は、政治や社会に対して意見をもつ人々が積極的に連絡しあったり世の中に働きかけたりする権利としてたいへん重要であって、内心の自由を越えて**参政権を生かすものになるもの**でもあり、民主政治を存続させていくうえで**不可欠の権利**なのである。

### 表現の自由 と憲法

日本国憲法(第21条)は、集会・結社の自由、言論・出版の自由の一切を保障しているほか、検閲の禁止と通信の秘密を定めている。日本国憲法は、明治憲法とは違って、表現の自由に直接的な限定条件をいっさい定めていない。

但し、表現の自由といえども、「**公共の福祉**」(日本国憲法13条)による制限は受けざるを得ない。いくら「自由がある」からといっても、他人を傷つけたり営業を妨害したりするような表現までは許されないのである。このように人権と人権が衝突するような場面では、表現の自由も制限される場合がある。私たちは、表現の自由を考えると、それがそもそも政府を批判することを可能にしようとする努力から発達してきたことを忘れてはいけない。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)  
p119

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)  
p119

## 5-4 表現の自由と、その関連問題 <標準編>

### 公共施設の 利用

住民が公共施設（地方自治体が設置している劇場や公民館など）を利用して集会などを企画したときに、地方自治体はその集会に対する妨害行為などの発生危険性を理由に施設利用を拒否することは許されるか。この問題について、最高裁判所は「(規制のためには) 明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要」との判決を下している【①】。この判例に照らせば、2007年に仙台市民会館で北朝鮮舞踊団の公演が予定されていたのに、仙台市が使用予約を一方的に解約したことは憲法で保障された表現の自由を侵害する行為であり、裁判でも敗訴したのは当然ということになる。

一方これに関連して、教職員の労働組合団体が民間経営のホテルを会場に集会を開催しようとしたところ、右翼の攻撃などによる混乱が予想されることを理由に開催直前になって会場使用を断ったケースがある。この場合は、会場が民間ホテルであったため、直接に「憲法違反」と断定することは難しいが、民間ホテルであっても公共施設に準じた対応が望まれる。

### 反戦ビラ等 の配布

自衛隊のイラク派遣に反対する市民グループのメンバーが、東京都内にある自衛隊員の官舎（集合住宅）の敷地内に立ち入り各戸の郵便受けに「派遣反対」を訴えるビラ（文書）を投函したところ、「住居侵入罪」に問われた事件がある。敷地の入口に「関係者立ち入り禁止」の標示があったにもかかわらず敷地内に立ち上がったことが犯罪とされたのである。被告は「広告宣伝のビラなどは問題にならないのに、反戦ビラが問題になるのは、配布物の内容に着目した差別であり、憲法に保障された表現の自由を侵害するものだ」と主張したが、最高裁判所は2008年に有罪判決を下した。この判決には、憲法学者から批判の声があがっている。

なお2008年には東京都内でオートロックのマンションの集合郵便受け付近で市議会報告を投函していた共産党市議員が住居侵入容疑で拘束され書類送検される事件が起こっている。

### 「日の丸・君 が代」問題

文部科学省が発行する「学習指導要領」では、入学式や卒業式などの儀式においては国旗（日の丸）の掲揚や国歌（君が代）の斉唱を行うよう記載されている。

しかし他方で「現在の国旗・国歌は明治時代に制定されたもので、特に国歌の歌詞は天皇支配の永続を願う意味であるから、国民主権を定めた日本

①泉佐野市民会館事件の最高裁判決。1984年に大阪府泉佐野市の市民会館で関西新空港の建設に反対する集会が企画された際に、泉佐野市が会館の使用を拒否した事件。

国憲法のもとにおいては国旗・国歌としてふさわしくない」という意見があり、日本各地の小中高校で「思想・良心の自由を侵害するものだ」として起立・斉唱しない教員が懲戒処分を受ける事件が相次ぎ、その正当性をめぐって裁判も起こされている。

文部科学省・教育委員会は「公務員としての職務が個人の思想に優先する」との立場だが、反対する教員たちは「基本的人権こそ職務に優先する。人権の大切さを教える教員が自分の思想・良心に背くことはできない」と主張している【②】。

### 公務員の政治的行為

公務員（特に国家公務員）は、「全体の奉仕者」（憲法 15 条 2 項）の中立性を確保するため、法律で政治的行為が禁止されている（国家公務員法には罰則もある）。

しかし職務外の行為も含めて一律に禁止することの是非などについて議論がある【③】。また、憲法尊重擁護義務（憲法 99 条）を負う公務員は、少なくとも憲法改正に対する国民投票では憲法を尊重擁護する趣旨の意見表明は許されるべきである。【④】

### 出版物の事前差し止め

現在の日本では、戦前のような検閲は行われていないが、たとえば雑誌に掲載された記事で被害を受けた者からの請求にもとづいて裁判所が命令することにより

特定の出版物が限定的に出版を差し止められることがある。このような出版規制は、プライバシーや名誉を保護し、被害を回復するために特定の出版物についてのみ行われるもので、検閲とは異なり、表現の自由を侵害するものではないとされている。【⑤】

なお、小中高校で使用される教科書について文部科学省が実施している教科書検定が検閲に当たるかどうか争われたことがある。最高裁判所は「教科書検定は検閲には当たらない」と判断しているが、異論もある。

### 通信傍受の危険

暴力団などの組織的な犯罪を防止するために定められた法律（通信傍受法）は、警察が犯罪捜査のために電話を傍受することを認めているが、これが「通信の

秘密」を侵害するものではないかとの議論がある。犯罪捜査のための通信傍受は、裁判所の許可がなければできない規則だが、傍受のための機材は警察官が保管しているため、裁判所の許可無く傍受することが可能という事情が背景にある。

なお関連して、インターネットや電子メールなどの利用記録は多数のサーバー・コンピュータに残ることになるため、その情報が権力者によって悪用されないようにする必要をめぐっても議論がある。

② 1994 年に日本が国連子どもの権利条約を批准した際に、当時の文部省は「国旗国歌の指導は思想の自由を侵害するものではない」とする通達を全国の教育委員会に向けて出した。

また 1999 年に国旗国歌法が制定された時、政府は「この法律によって自由を制約するものではない」と答弁した。

しかし国連子どもの権利委員会は、繰り返し日本政府の態度を批判し、「児童生徒の表現の自由を尊重する」よう勧告している。

③ 1967 年北海道の猿払村の郵便局員が勤務時間外に衆議院選挙の野党候補者のポスターを掲示・配布しようとしたところ、国家公務員法違反で起訴された事件（猿払事件）で、最高裁判所は公務員の政治行為を禁止した国家公務員法を全面的に合憲と認め逆転有罪とした。

しかしこの最高裁判決は裁判官の間でも意見が割れていたし、専門家の批判もある。

④ 2007 年に成立した憲法改正のための国民投票法では、公務員の投票運動や意見表明は原則として禁止されている。

⑤ 北方ジャーナル事件最高裁判決（1986 年）は、表現内容が真実でないか公益を図る目的がない場合で、その被害が重大であるときには例外的に事前差し止めができる旨を示した。

## 5-5 教育を受ける権利と、関連の問題 <基礎編>

教育はどのようなしくみで行われているのだろうか？

### 憲法と 教育基本法

平和で民主的な社会をつくり、人々が人間らしい生活を送るためには教育の機会を与えられる必要がある。そこで憲法は、「その能力に応じて、ひとしく教育を受

ける権利」を保障し、義務教育の無償を定めている。【①】

憲法の理念を教育の場で実現するため 1947 年に教育基本法が制定され、教育の目的は「人格の完成」にあることなどが定められた。また教育の中立性を確保し、政権党によって左右されないようにするため、「教育は国民全体に対して直接に責任をもつ」とする規定（第 10 条）が置かれた。

しかしこの法律は 2006 年 12 月に改定され、「伝統を尊重」し「国と郷土を愛する」態度を養うことなどが教育の目標に加えられたほか、第 10 条が削除された【②】。そのため「この改定によって今後、教育が個人本位から国家本位に変質してゆく恐れがある」との批判もある。

### 学校教育と 社会教育

学校教育法は、日本の学校制度について定めた法律で、義務教育を施す学校として小学校・中学校が、その他の学校として高等学校・高等専門学校（高専）・大学・大学院のほか、特別支援学校（旧盲・ろう・養護学校）、幼稚園と専門学校・各種学校が、規定されている。学校教育法が定める学校以外の学校としては、防衛大学校（国立）や航空大学校（国立）などがある。学習塾は個人や団体が営利企業として営業するもので各種学校に当たる。【③】

設立者についてみた場合、学校は国や地方公共団体が設立した国公立学校と、学校法人などが設立した私立学校に分けられる。憲法は、公の支配に属さない教育などの事業に対して公の財産を支出・利用することを禁じているが、私立学校は「公の支配に属する」ものとされ、財政的な援助が与えられている。

### 文科省と 教育委員会

教育行政を担う組織として、国には文部科学省がおかれている【④】。また各都道府県・市町村には教育委員会が置かれ、それぞれの地方公共団体の教育を管理している。これは地方公共団体の教育の中立性を守り、首長の党派的な考え方によって左右されないようにするためである。しかしかつては住民が選挙で選ばれていた（公選制）教育委員が、現在では地方公共団体の首長が任命しているので（任命制）、その政治的中立性はあいまいになっている。

①それゆえ教育を受ける権利は、「社会権」の一つとされている。

②新しい教育基本法においては、教育の内容や方法に対して、政府がこれまでよりも介入しやすくなったといわれる。

③教育は学校以外の場所でも行われる。図書館・博物館・美術館・公民館などにおける教育活動を社会教育という。

④文部科学省は、教育課程の基準として学習指導要領を制定し、各学校の教科科目とその内容などについて定めている。

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）  
p120

## 5-5 教育を受ける権利と関連問題 <標準編>

### 教育の有償の問題

国民に「**教育を受ける権利**」があるといっても、教育に高い費用がかかるようであれば、十分に教育を受けることはできない。この点で、憲法が義務教育を**無償**としている点は重要である。

しかし無償なのは授業料と教科書の費用だけで、実際には給食費や教科書以外の教材購入費、また通学にかかる費用などはすべて保護者の負担となっている。また義務教育を終えた後の教育については原則として学習者が費用の全額を負担しなければならない。その結果、裕福な家庭の子どもは高度な教育を受けたり学習塾に通うことが容易にできるが、貧しい家庭の子どもには難しいという格差が生まれている。

また一般の社会人にとっても教育に多額の費用がかかることはさまざまな障害を生む。例えば新しい技能を習得して転職しようと思っても、その学習に高い費用がかかるのでは満足に教育を受けることができない。あるいは、低賃金で家事と育児をこなしている家庭では、新しい技能を身につけるために教育を受けようとしても、その間の生活費の確保がまず問題になる。真に「教育を受ける権利」を保障するためには、単に義務教育の費用の一部を無償とするだけでは不十分であるといわなければならない。

この点で進んでいるのは北欧を中心とするヨーロッパ諸国である。そこでは多くの国で大学教育まで費用のほとんどを政府が負担している。保護者の負担はゼロか、負担があってもごく少額であるため、家庭の経済的事情で教育に格差が生まれにくい。また一般社会人が新しい技能を身につける際には、その教育費が免除されるだけでなく、たとえばフィンランドのように訓練期間中の生活費用まで支給する国もある。

### 自由競争化の問題

政府は、「教育の活性化のため」として、教育に自由競争の原理を導入する政策を検討したことがある。小学校の校区を廃止し、子どもを通学させる小学校を保護者が自由に選べるようにするというものである。子どもがたくさん集まり優秀な成績を上げることができた学校には教育関連予算を増やし、そうでない学校の予算を削ることで、学校教育を活性化させようという狙いである。

しかし、この制度を実際に導入したイギリスでは、多くの子どもを集めて多額の予算を獲得できた学校とそうでない学校の間で大きな格差が生まれ、後者の学校では教育活動そのものが停滞してしまったため、国全体の

教育活動がかえって低下するという苦い経験をした。

したがって教育に自由競争の原理を導入することの是非は慎重に検討されなければならない。

### 教科書検定の問題

現在、日本の小中学校・高校で使用される教科書は、民間の出版社が制作したのち文部科学省が教科書として**学習指導要領**に適合したものであるかどうか審査して（これを**教科書検定**という）、合格したものに限定されている。これは戦前の国定教科書が教育の画一化を招いたことへの反省に基づくものである。

しかし東京教育大学名誉教授の家永三郎氏（故人）は、自身が執筆した高校日本史教科書の原稿に対して文部省から多数の修正を命じられたため戦争の悲惨さが十分に表現されなくなったことを不服として、**1965年**に裁判を起こした（**家永教科書裁判**）【①】。この裁判で家永氏は、「政府は教科書検定を通して教育内容に容易に介入し、政権にとって都合な歴史が教科書に記載されないようにしているので、教科書検定は検閲に当たる」とも主張した。これに対して「教科書検定は検閲に当たる」と判断した裁判所もあった。その後、最高裁判所は、教科書検定そのものは検閲には当たらないとしつつも文部省の修正命令の一部を違法と判断する判決を下した。

**1980年代**には教科書検定をめぐる争いが外交問題に発展し、それをきっかけに文部省は、教科書検定において近隣諸国に配慮するよう検定基準を改定した【②】。しかし近年、ふたたび政府の主張に近い内容をもつ歴史教科書がさまざまな誤解に基づく記述をしているにもかかわらず検定に合格するようになっている【③】。

また最近では、第二次世界大戦中の沖縄で、戦争に巻き込まれた沖縄住民たちが日本軍の指示や命令によって強制的に死に追いやられたケース（**集団自決**とも呼ばれる）について、文部科学省が「日本軍の指示や命令による」という趣旨の記述を削除させて軍や政府の責任をあいまいにする検定を行っていたことが明らかになり、問題化した。しかし文部科学省は、沖縄県民の厳重な抗議を受けてもその態度を変えなかった。

### その他の問題

学校は学習をする場であるが、児童・生徒の間での**いじめ**によって学習を続けられない子どもが増加している。また多くの進学高校で本来学習すべき科目が大学入試に必要な科目だからという理由で履修されていないケースがあることがわかり問題化した。これらはいずれも、権利に基づく教育が十分に行われていないことを意味しており、改善・再発防止が重要な課題となっている。

①家永氏は、**1965年**から約**30年**にわたって3つの裁判を通して教科書検定の違憲性を主張して争った。

**1967年**の東京地裁判決（杉本判決）は教科書検定の違法違憲を認めたが、**1997年**の最後の最高裁判決は教科書検定の違憲性は認めなかった。しかし家永氏が教科書検定の際に受けた数点の修正命令を違法と断定した。

②第二次世界大戦に際して日本がアジア侵略をしたくだりの記述を当時の文部省が削除させたことについて、「アジア侵略を進出と書き直し」と報道されたことがきっかけで、中国政府が抗議し、日中間の外交問題に発展した。

③「新しい歴史教科書をつくる会」が編集した中学校用の日本史教科書などがある。

## 5-6 知る権利と、関連の問題 <基礎編>

知る権利を使うと何ができるのだろうか？

### 知る権利と 情報公開

政治社会全体についての情報は国民が参政権を有効に活用するために欠かせない。こうした情報を積極的に求める権利が知る権利である。プライバシー権と同じく、日本国憲法には具体的な条文がないが、その根拠は表現の自由に求められている。

そして知る権利に基づいて、日本でも国および地方公共団体における情報公開制度が整い（1982年ごろから情報公開条例を定める地方公共団体が現れ、1999年には国レベルでも情報公開法が制定された）、参政権の観点から十分に活用すべき段階に入りつつある。

情報公開制度を活用して市民の権利を守る活動をしている著名な事例として、市民オンブズマンの活動が挙げられる【①】。これは、弁護士など専門的な知識をもつ一般市民がボランティアで、情報公開制度を活用して地方公共団体の公金処理記録などを開示させ、公金（市民から徴収した税金など）が正しく処理されているかどうかを点検することによって、市民の権利や財産を守るという活動である。実際に、職員の出張旅費の支出記録を調査してカラ出張の不正処理などを明らかにしてきた実績をもつ。

いっぽう政府部内では市民オンブズマンのように情報公開法を使って政府の内部情報を公開させようとする個人や団体などに対し敵意をもっていることが明らかとなっている。国民の権利として「知る権利」が確立するためには、まだ多くの努力が必要であるとも言えるだろう。

### 反論権（アクセス権）

なお、知る権利に関連するものとして、マスメディアの報道に対して多様な見解を公平に報道するために、報道によって損なわれた利益の回復を求めて情報の送り手になることを要求する反論権（アクセス権）などが主張されている。

反論権についても日本国憲法には具体的な条文がないが、過去には、あるマスメディア（新聞社）が対立する2つの政党の一方の主張だけを誇張して報道したことに対して、他方の政党がその内容に対して反論する場を無料で提供しようその新聞社に求めたケースがある。しかし日本の裁判所は、まだこの権利を認める判決を出したことがなく、反論権が一般的に認められるかどうかは、今後の課題である。

①「オンブズマン」は、本来はスウェーデン語で「護民官」という意味の言葉であり、行政から市民の権利を守る役人をさしていた。

地方公共団体の中に、市民からの苦情を受け付ける職員が「オンブズマン」と呼ばれている場合があるが、これは市民オンブズマンに対して「公的オンブズマン」と呼ばれる。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt5]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122